

# 汐入小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定  
令和 6 年 3 月改定

## ◎いじめ防止に向けた学校の考え方 いじめ防止対策推進法

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめの定義 第2条）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（基本理念 第3条）

## いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（横浜市いじめ防止基本方針 平成29年10改定より）

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

○日々の学級での活動をはじめ、たてわり活動や児童会活動などあらゆる教育活動を通じて、児童同士の適切な人間関係や、誰もが互いを認め、受け入れ合う雰囲気を学校全体でつくっていくことで、いじめの未然防止に努める。

○いじめは、いつ、どこで、どの子どもにも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、早期に解決できるように家庭、地域及び関係機関と連携し、情報を共有しながら指導、解決に当たる。

## ◎汐入小学校いじめ防止基本方針の目的

国の基本方針、横浜市基本方針を受け、汐入小学校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容を定め、いじめのない学校を目指すことを目的とする。

## ◎組織の設置及び組織的な取組

### ○「いじめ防止対策委員会」の設置

管理職、児童支援専任教諭に加え、教務主任、各ブロック長及び養護教諭、児童支援委員、当該学級担任を構成員として設置する。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ◎「いじめ防止対策委員会」の運営

「汐入小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に1回以上定期的開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「汐入小学校いじめ防止対策委員会」を開催する。また、校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## (2) いじめの未然防止・早期発見のための取組

### i いじめの未然防止への取組

- ① 道徳教育の内容項目の中から、いじめ防止にあたる価値をピックアップし、それを全教科・領域のカリキュラムの中に位置付け、年間を通していじめについての理解を深めるための授業を行う。
- ② 「運動会」や「学習発表会」などの学校行事をはじめ学校生活の様々な場面で、ふれあい（縦割りグループ）活動の充実を図ることで、学年や学級を越えて、誰とでも仲よく関わろうとする仲間意識を育てる。
- ③ 豊かな情操を培い、コミュニケーション能力の素地を養うための校外、宿泊体験学習を充実させる。
  - ・校外学習（1～6年）
  - ・宿泊体験学習（4～6年、個別支援学級）
  - ・授業を通しての地域の方との交流

- ④ インターネットを通じたいじめの理解と対処の仕方を、子どもと保護者に浸透させる。（サイバー教室）
- ⑤ YP アセスメントの学級風土チェックや、生活に関する調査アンケートを行うことで、学級集団の特性を理解し、一人ひとりの課題と集団の課題を正確に把握する。
- ⑥ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、子どもたちの集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ⑦ 「横浜子ども会議」の取組を通して、子どもたち自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。
- ⑧ 「汐入スタイル」を活用し、汐入小学校のスタンダードについて教職員、児童、保護者それぞれと共通理解を図るとともに、日常の一貫した指導の徹底につなげる。
- ⑨ 校内重点授業研究会を通して、子ども達が多様性を認め合い、安心して学習できるよう、教師の授業力向上を図る。

## ii いじめの早期発見

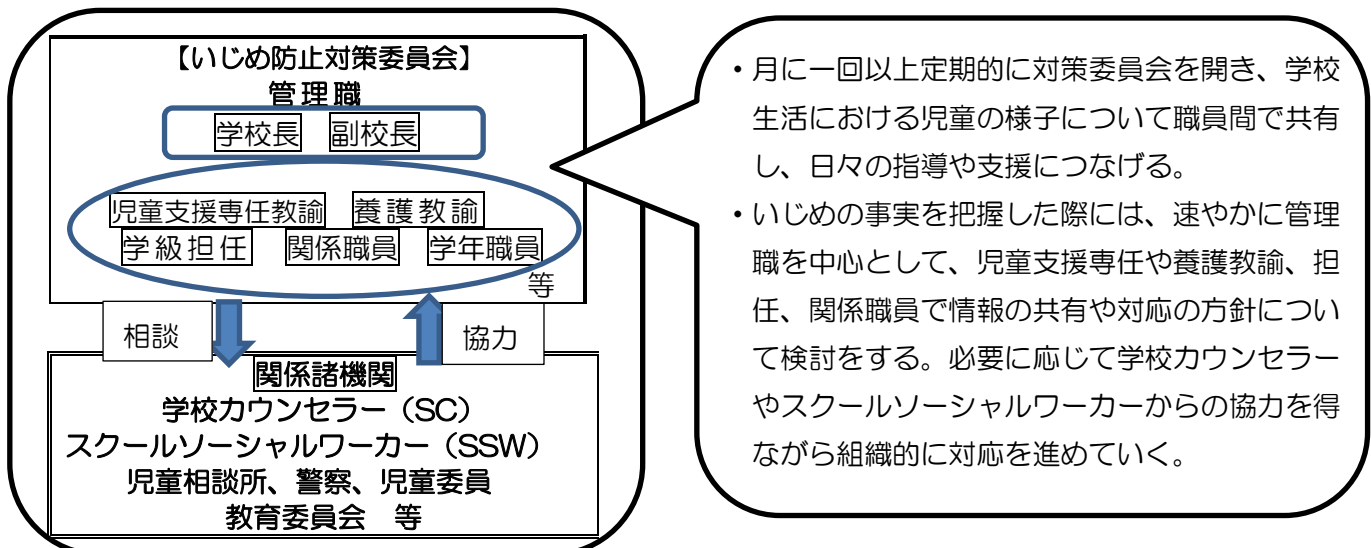
- ① 全職員が、子どもたちのあらゆる活動を通して、いじめが発生していないか、また発生する危険性がないか、把握するよう努める。
- ② いじめ又は、いじめと思われる言動が見られた場合、その様子を直ちに児童支援専任に報告する。また児童支援専任は毎日教室巡回を行うなど、日常的継続的にいじめの早期発見のために取り組んでいく。
- ③ 児童理解やいじめの防止に関する研修を計画的に実施し、職員の資質の向上に努める。
- ④ 職員情報交換会を定期的に行い、情報を共有し、いじめを見逃さない職員の見守り体制づくりをする。
- ⑤ 月1回程度「元気カード」によるアンケートを実施し、その記述と聞き取りから、子どもの困り感を把握する。
- ⑥ 「いじめ解決一斉キャンペーン」を実施し、子ども、職員からのいじめの実態把握をする。
- ⑦ 7月と12月に個人面談を行い、家庭での様子について保護者と情報交換を行う。
- ⑧ いじめについて相談ができるよう、学校カウンセラー・いじめ相談窓口を周知する。
- ⑨ インターネットを通じたいじめに対して、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見に努める。また、情報モラル教育を推進し、児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

## iii いじめに対する措置

「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な対応を行う。

- ① いじめの疑いが確認された場合、即時に委員会を開き、情報の共有を行う。その後、事実確認やケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。会議録を作成、保管する。
- ② いじめを受けた児童の状態に合わせたケアを行う。また、いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて継続的な指導を行う。これらを教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ③ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報し、いじめを受けた児童を守る。

## ◎いじめ対策組織



※いじめのケース（規模、様態等）に応じて、「対策組織」が機能するように運用する。

(4) いじめの解消

- いじめの解消を目指し、声掛け、見回りを強化し、見守りを続けていく。
- いじめの解消を認めるには、少なくとも次の2つの要件を満たしているかを児童・保護者に確認する。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

児童理解やいじめの防止に関する研修を計画的に実施し、職員の資質の向上に努める。また、職員情報交換会を定期的の実施し、情報を共有し、いじめを逃さない職員の見守り体制づくりをする。

- ①児童理解研修会（特別支援教育・人権教育・発達障害理解の観点で）
- ②児童理解及び配慮事項の確認（毎月の職員会議）

(6) 家庭・地域との連携

児童の様子について家庭との連絡・情報の共有を丁寧に行う（日々の電話連絡や個人面談、家庭訪問）。また、学校運営協議会、寛政中学校区懇話会（学校・家庭・地域連携事業）、地区懇談会を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 重大事態への対処

重大事態の疑いが発生した時には以下のように対応する。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(8) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

◎ 令和6年度 汐入小学校「学校いじめ防止基本方針」 年間計画

月	取組内容
年間を通して 継続して取り 組む内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ未然防止につながる、人権教育・道徳教育への取組</li> <li>○「元気カード」(毎月実施)による実態把握</li> <li>○児童理解情報交換会(職員会議にて毎月実施)</li> <li>○ふれあい(たてわり)活動《仲間意識を育むための活動》</li> <li>○職員の「汐入スタイル」読み合わせ・改善、これに基づく、全職員の継続した指導</li> </ul>
4月	◆家庭訪問《情報の共有、いじめの被害・加害児童への支援》
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆授業参観《学級経営の基本方針の具体を示す機会》</li> <li>◆懇談会《いじめや人権にかかわる指導の基本姿勢を示す機会》</li> <li>○新体力テスト《事前から事後の状況把握と指導》(たてわり・ふれあいグループ)</li> <li>○三浦宿泊体験学習(4・5年)《豊かな情操、コミュニケーション能力を養う活動》</li> <li>□「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施(記名式アンケート・教育相談)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校運営協議会《いじめや人権にかかわる指導の基本方針を示す機会》</li> <li>○修学旅行(6年)《豊かな情操、コミュニケーション能力を養う活動》</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆授業参観《学習に向かう児童の様子を見てもらう機会》</li> <li>◆地区懇談会《いじめや人権にかかわる指導の基本方針を示す機会》</li> <li>□YPアセスメントの実施→学級経営に反映、必要に応じて児童支援委員会で検討・支援</li> <li>○横浜子ども会議(寛中ブロック)</li> </ul>
8月・9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜こども会議(鶴見区)</li> <li>○SOSの出し方についての学習(YPプログラムの活用)</li> <li>○宿泊体験学習(個別支援学級)《豊かな情操、コミュニケーション能力を養う活動》</li> <li>□小中ブロック研究会《「夏休み後の児童や学級の様子」を情報共有》</li> <li>◆個人面談《情報収集、いじめの被害・加害児童への支援》</li> </ul>
10月	○運動会《自己有用感を育むための活動》
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>□YPアセスメントの実施→学級経営に反映、必要に応じて児童支援委員会で検討・支援</li> <li>○児童生徒交流会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間(人権にかかわる授業)</li> <li>◆学校運営協議会《いじめや人権にかかわる指導の結果を報告する機会》</li> <li>○「汐入スタイル」の点検(学級児童)</li> <li>□いじめ実態調査(いじめ解決一斉キャンペーン)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆個人面談《情報の共有、いじめの被害・加害児童への支援》</li> <li>□ブロック研究会《「冬休み後の児童や学級の様子」を情報共有》</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校をひらく週間(学習発表会・校内創造展等)《自己有用感を育むための活動》</li> <li>○地域の方との交流会《豊かな情操、コミュニケーション能力を養う活動》</li> <li>◆入学説明会《いじめや人権にかかわる指導の基本姿勢を示す機会》</li> <li>○ピンクシャツデーの取組紹介</li> <li>□「汐入スタイル」の見直し(教職員による)</li> <li>◆6年授業参観・懇談会《望ましい集団、望ましい人間関係について、学級状況を示す》</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆(1～5年)授業参観・懇談会《望ましい集団、望ましい人間関係について、学級状況を示す》</li> <li>□児童理解情報交換会《次年度に向けて、児童や保護者の情報を引き継ぐ機会》</li> </ul>